

【労務】平成30年度地域別最低賃金額改定の目安について

平成30年7月26日に開催された第51回中央最低賃金審議会で、平成30年度の地域別最低賃金額改定の目安について、答申の取りまとめが行われ、その内容が厚生労働省から公表されました。今年度の目安で示された引上げ額は、最高27円（Aランク）～最低23円（Dランク）、全国加重平均では「26円」となっています。

【答申のポイント】 （ランクごとの目安）

各都道府県の引上げ額の目安については、Aランク27円、Bランク26円、Cランク25円、Dランク23円（昨年度はAランク26円、Bランク25円、Cランク24円、Dランク22円）。

注. 都道府県の経済実態に応じ、全都道府県をA B C Dの4ランクに分けて、引上げ額の目安を提示しています。現在、Aランクで6都府県、Bランクで11府県、Cランクで14道県、Dランクで16県となっています。

【出典：厚生労働省 平成30年度地域別最低賃金額改定の目安についてより】

この答申は、「中央最低賃金審議会目安に関する小委員会」において4回にわたる審議を重ねて取りまとめられた「目安に関する公益委員見解」等を、地方最低賃金審議会に示すものです。

今後は、各地方最低賃金審議会で、この答申を参考にしつつ、地域における賃金実態調査や参考人の意見等も踏まえた調査審議の上、答申を行い、各都道府県労働局長が地域別最低賃金額を決定することとなります。

今年度の目安が示した引上げ額の全国加重平均は26円（昨年度は25円）となり、目安額どおりに最低賃金が決定されれば、最低賃金が時給で決まるようになった平成14年度以降で最高額となる引上げとなります。

また、全都道府県で20円を超える目安額となっており、引上げ率に換算すると3.1%（昨年度は3.0%）となっています。

平成29年度地域別最低賃金額改定状況

ランク	都道府県名	最低賃金時間額（単位：円）	発効年月日
A	東京都	958	平成29年10月1日
	神奈川県	956	平成29年10月1日
	大阪府	909	平成29年9月30日
	愛知県	871	平成29年10月1日
	埼玉県	871	平成29年10月1日
B	千葉県	868	平成29年10月1日
	京都府	856	平成29年10月1日
	兵庫県	844	平成29年10月1日
	静岡県	832	平成29年10月4日
	滋賀県	813	平成29年10月5日
	茨城県	796	平成29年10月1日
	栃木県	800	平成29年10月1日
	広島県	818	平成29年10月1日
	長野県	795	平成29年10月1日
	富山県	795	平成29年10月1日
	三重県	820	平成29年10月1日
C	山梨県	784	平成29年10月14日
	群馬県	783	平成29年10月7日
	岡山県	781	平成29年10月1日
	石川県	781	平成29年10月1日
	香川県	766	平成29年10月1日
	奈良県	786	平成29年10月1日
	宮城県	772	平成29年10月1日
	福岡県	789	平成29年10月1日
	山口県	777	平成29年10月1日
	岐阜県	800	平成29年10月1日
	福井県	778	平成29年10月1日
	和歌山県	777	平成29年10月1日
	北海道	810	平成29年10月1日
D	新潟県	778	平成29年10月1日
	徳島県	740	平成29年10月5日
	福島県	748	平成29年10月1日
	大分県	737	平成29年10月1日
	山形県	739	平成29年10月6日
	愛媛県	739	平成29年10月1日
	島根県	740	平成29年10月1日
	鳥取県	738	平成29年10月6日
	熊本県	737	平成29年10月1日
	長崎県	737	平成29年10月6日
	高知県	737	平成29年10月13日
	岩手県	738	平成29年10月1日
	鹿児島県	737	平成29年10月1日
	佐賀県	737	平成29年10月6日
青森県	738	平成29年10月6日	
秋田県	738	平成29年10月1日	
宮崎県	737	平成29年10月6日	
沖縄県	737	平成29年10月1日	

地域別最低賃金の全国加重平均額と引上げ率の推移

年度	（単位：円、%）									
	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
最低賃金額										
時間額	703	713	730	737	749	764	780	798	823	848
対前年度引上げ額	16	10	17	7	12（※）	（15）	16	18	25（※）	25
（前年比、%）	（2.33）	（1.42）	（2.38）	（0.96）	（1.63）	（2.00）	（2.09）	（2.31）	（3.13）	（3.04）

- （注）1 金額は適用労働者数による全国加重平均額である。
 2 （ ）内は引上げ率（%）を示す。
 3 （※）は全国加重平均の算定に用いる経済センサス等の労働者数の更新による影響分（24年度は+2円、28年度は+1円）が含まれる。

参照ホームページ [厚生労働省]

https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000172722_00001.html